


コンテンツ一覧

記載ページ	概要
2	認定内容の変更に伴う再申請について
3～4	指定建築材料の大臣認定に係る軽微な変更について
5	塩化物含有量測定器の技術評価実施について (GBRC材料試験室)
	性能評価手数料について
	国交省の申請状況
6	材料性能評価委員会 (コンクリート、鋼材・ボルト等) の開催日等について
	GBRC東京事務所での対面打合せの日程について 打合せ可能日： 2/7 (金) 、 2/14 (金) 、 3/21 (金) 、 4/4 (金) 、 4/11 (金)

GBRC 性能評定課の業務に対する皆様のご意見やご感想をお聞かせ下さい

メールサービスで取り上げた内容 (特に  の付いているコンテンツ) や GBRC 性能評定課の業務に対する皆様のご意見やご感想をお待ちしております。お送り下さいましたご意見やご感想は、今後の業務の品質向上に役立てさせていただきます。

ご意見やご感想をお聞かせ下さい。



ご意見・ご感想はこちらへお送り下さい：seinou3@gbrc.or.jp

認定内容の変更に伴う再申請について

大臣認定品の認定内容を変更する場合、大臣認定の再申請について検討する必要があります。

☑ 大臣認定の変更申請を要するケース (一例)

- ・ 材料の品質・形状・寸法等に影響のある変更
→ 再申請 (事務手続き上は新規申請と同じ)
- ・ 材料の品質・形状・寸法等に影響しない、品質管理に係わる変更
→ 『軽微な変更』として再申請 (次ページをご覧ください)

☑ 大臣認定の変更申請を要しないケース※ (一例)

- ・ 認定取得者や外注業者の社名のみの変更
※ 申請を要しない変更の取扱いについては、下記URLをご覧ください。
<https://www.mlit.go.jp/common/001412397.pdf>

認定内容の変更や運用などの **大臣認定に関するご質問は、性能評定課 (GBRC大阪事務所) へお問合せ下さい。** (担当者: **津平、木村**)

■ 大臣認定不適合未然防止の取組 (国土交通省のホームページ)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000186.html

大臣認定を取得される方へ

防火構造等・指定建築材料の大臣認定の取得・変更における注意事項

大臣認定の認定内容を変更する場合は、たとえ性能が向上すると考えられても変更申請が必要です。

大臣認定不適合となった場合には、関係者に建築基準法の罰則が適用されることや、建築士が行政処分を受けることもあります。十分にご注意ください。

国土交通省住宅局
参事官(建築企画担当)付 認定班

国土交通省

大臣認定品の認定内容の変更には **大臣認定の変更申請** が必要です。

【指定建築材料について】大臣認定品に関する品質管理方法を見直そう！

【防火構造等について】大臣認定品の耐火壁の面積の留付割合を要えよう！

※大臣認定仕様の範囲内で取組は問題ありません。

変更申請せずに上記のようなことを行うと **大臣認定不適合** となります。

大臣認定不適合となると、特定行政庁において建築基準法違反と判断される可能性があります。

大臣認定不適合は、**未然に防ぐ** ことが重要です。

このページに関するお問い合わせ先
国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 認定班
03-5929-9111

国土交通省

法第37条第二号に基づく指定建築材料の国土交通大臣認定に係る『軽微な変更』について

大臣認定書の別添の記載事項に関する変更内容が軽微な場合に対応する『**軽微な変更**』が法第20条（構造耐力）第一号の大臣認定等で運用されていましたが、**法第37条（指定建築材料）第二号の大臣認定でも運用されることとなりました。**

『軽微な変更』に関する基本的な考え方や具体例は次のとおりとなります。また、『軽微な変更』では、通常の申請よりも審査期間が短縮されたり、性能評価手数料が割安となります。**軽微な変更に関する問合せは性能評定課（GBRC大阪事務所）までご連絡下さい。**（担当者：津平）

■ 指定建築材料の国土交通大臣認定に係る軽微な変更についての基本的な考え方

指定建築材料の国土交通大臣認定に係る軽微な変更については、

- ・ 変更前と比べて、明らかに安全上、防火上及び衛生上支障がないことが確認できる変更であること
- ・ 大臣認定書の別添中の品質管理に係る変更などであって、指定建築材料の品質・形状・寸法には影響のない変更であること

の両方を満たす必要があります。なお、平成27年国土交通省告示1164号に基づく実地確認を要する変更については軽微な変更として扱いません。

軽微な変更に該当するか否かを判断する際には『指定建築材料の国土交通大臣認定に係る軽微な変更の具体例』（次ページ参照）を参考にしますが、判断に迷う場合は事前に国土交通省へ相談します。なお、大臣認定書の別添に掲載されている組織体制図中の部署名のみの変更、品質管理推進責任者の交代のみの変更などについては、大臣認定の変更を要しません。

法第37条第二号に基づく指定建築材料の国土交通大臣認定に係る軽微な変更について

■ **指定建築材料の国土交通大臣認定に係る軽微な変更の具体例**

軽微な変更と申請を要しない変更の具体例は下表のとおりです。なお、令和3年6月30日付通知※に基づく申請を要しない変更として扱うものは字句の読み替えを行うこととなり、その読み替えた部分は、大臣認定の再申請（軽微な変更を含む）を行う際に、あわせて変更することとなります。

※ <https://www.mlit.go.jp/common/001412397.pdf>

項目	軽微な変更例	申請を要しない変更例
① 認定取得者関係		認定取得者の社名のみの変更
② 組織体制関係	・ 認定品の品質や品質管理体制には変更がない組織体制の変更	
③ 外注先関係		外注業者（製造や試験）の社名のみの変更
④ 原材料関係	・ JIS品であることや産地が同一であることなど、変更後の原材料の品質が従前通り確保される場合の原材料の変更及び原材料製造者の変更	
⑤ 製造関係	・ 製造設備の更新により製造設備の性能が向上するなど、品質等に影響が無い範囲での製造設備の変更。	
⑥ 検査関係	・ 勤務状況等の変更に伴った品質等に影響がない範囲で工程検査などの品質管理体制の変更・検査設備の更新による検査設備の性能が向上するなど、品質等に影響が無い範囲での検査設備の変更	
⑦ JIS/JAS関係	・ 構成材料についてのJISが改定されたが、品質等に影響が無く、準拠するJISを改定後のものに変える変更 ・ 品質管理についてのJISが改定されたが、品質等に影響がなく、改定後のJISに定められた管理方法等に見直す変更	

フレッシュコンクリートの塩化物含有量測定器の技術評価について

現在、フレッシュコンクリートの塩化物量測定器の技術評価が実施されておらず、再開が望まれていましたが、塩化物量試験器に対する新たな技術評価方法が開発され、国土技術政策総合研究所から「フレッシュコンクリートの塩化物含有量測定器の技術評価方法」の刊行が発表されました。

■ 国土技術政策総合研究所：https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/kisya/html/kisya20241004_2.htm

本技術評価についてはGBRCの材料試験室で対応しております。興味をお持ちの方がおられましたら材料試験室へご連絡下さい。

GBRC材料試験室 TEL：06-6834-0271（直通）、メールアドレス：info.zairyo@gbrc.or.jp

法第37条第二号の大臣認定に係る性能評価手数料について

2024年3月15日に改正された大臣認定に係る性能評価手数料に関連する省令に従って、2025年1月1日以降に受付を行う法第37条（指定建築材料）第二号の認定に係る性能評価案件から右表の性能評価手数料が適用されていますので、ご注意ください。なお、国交省申請費用には変更はありません。

表1 性能評価手数料（1申請あたり）

		性能評価手数料
法第37条 第二号の 認定に係る 性能評価	木質系材料	274万円
	鋼材・免震装置	218万円
	コンクリート・膜材料	66万円
	その他の材料	218万円

国交省申請状況

国交省申請から認定書交付までの期間は下記のとおりです（2025年1月現在）。

コンクリート・・・約2.5カ月 **鋼材・ボルト等・・・約3.0カ月**

認定対象品の製造時期がお決まりの場合は、余裕を持ったご準備をお願いいたします。



材料性能評価委員会の開催スケジュール

2025年2月以降の材料性能評価委員会（コンクリート、鋼材・ボルト等）の開催予定日（GBRCのホームページでも掲載しています：https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/committee/）

		2月	3月	4月	5月	6月
コンクリート	事前検討会	22日	13日	17日	22日	19日
	承認委員会	29日	24日	25日	16日	27日
鋼材・ボルト等		1日	6日	(未定)		

注1) 現在の別添等の最新雛形（コンクリート）は、**Ver14.0**です。

注2) 現場への出荷等の関係で性能評価のお申込みをお急ぎの場合には、事前検討会の臨時開催も検討させていただきます。

法第37条第一号に該当する鋼材等の指定値申請にも対応しています。なお、指定値申請は、告示で指定値が定められていない製品が対象となります。鋼材等の指定値に関するご相談やご申請をご希望される場合は、是非ご連絡下さい。

〔編集後記（津平 公彦）〕

3枚目と4枚目でもご紹介しましたとおり、指定建築材料の大臣認定でも軽微な変更が運用されることとなりました。

認定取得時の別添に記載されている内容を変更する際に、軽微な変更を適用できる場合があります。なお、軽微な変更を適用する場合も、変更内容に対する指定性能評価機関（認定取得時に性能評価を行った機関）の評価員による審査や国交省への認定申請を行う必要があります。

ご不明な点がございましたら、お問合せください。

対面打合せ@GBRC東京事務所

大臣認定に係る性能評価だけでなく、GBRCの独自事業である材料証明や環境証明、PCa生産技術性能証明などに関する事前のお打合せやご相談も**無料**でお受けしております【予約制】。

なお、不定期ではありますが、**GBRC東京事務所での対面打合せ**にも対応しています。

GBRC東京事務所での打合せ可能日は現時点で下記のとおりです。ご希望の場合は事前にご連絡下さい【**要予約**】。

GBRC東京事務所での対面打合せ可能日

2/7 (金)、2/14 (金)、3/21 (金)
4/4 (金)、4/11 (金)

今後もこのメールサービスで日程をお知らせして参りますので、ご注目下さい。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課 材料グループ

担当者：GBRC大阪事務所 津平公彦、木村祐大
荒井正直〔内部評価員〕

連絡先：GBRC大阪事務所 TEL 06 - 6966 - 7600 (代表)
080 - 8303 - 3870 (津平)
080 - 8303 - 3871 (木村)
080 - 8303 - 3869 (荒井)

E-mail：seinou3@gbrc.or.jp